

職需発 1218 第 1 号
令和 6 年 12 月 18 日

各道府県労働局（愛知及び大阪労働局を除く。）
職業安定部長 殿
東京、愛知及び大阪各労働局
需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
（公印省略）

職業安定法第 5 条の 4 第 1 項で求めている内容について

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 4 第 1 項においては、職業安定法に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（以下「広告等」という。）により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報（以下「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされている。

これに反しない為に求められる求人等に関する情報の内容等は、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」（平成 11 年労働省告示第 141 号。以下「指針」という。）、平成 11 年 11 月 17 日付職発第 815 号「職業安定法等の一部を改正する法律、関係政令等の施行について」の別添「職業紹介事業の業務運営要領」等で示しているところだが、今般職業安定法第 5 条の 4 第 1 項の解釈について下記のとおり更に明確化するため、貴職におかれては、これに十分留意の上、業務の円滑な実施について遺漏のなきよう万全を期されたい。

記

第 1 職業安定法第 5 条の 4 第 1 項で求めている内容

職業安定法第 5 条の 4 第 1 項においては、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報

等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、同法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされており、指針第4において、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者に対して、提供する求人等に関する情報の内容等について示している。

ここで、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者及び労働者供給事業者が提供する求人等に関する情報（求職者及び労働者になろうとする者に関する情報を除く。以下同じ。）が職業安定法第5条の4第1項に反しないと認められるためには、当該情報の中に、求人者又は労働者の募集を行う者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金（以下「雇用しようとする者の氏名・名称等」という。）を含める必要があること。

ただし、職業紹介事業者及び募集情報等提供事業を行う者が、求職者又は労働者になろうとする者からの照会を受けた場合に、雇用しようとする者の氏名・名称等を当該求職者又は労働者になろうとする者に回答することとし、そのことを照会先を付して求人等に関する情報とともに示す場合には、雇用しようとする者の氏名・名称等が示されていないことのみをもって誤解を生じさせるものとはならないこと。

第2 労働者の募集を行う者等への周知

第1で示した解釈について、別添のリーフレットを活用し、求人者等又は求職者等へ周知を行うこと。